

京都市告示第395号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

令和3年11月5日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
大覚寺堂ノ前公園	右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町10番8	告示の日

(北部みどり管理事務所)